



問

地域包括支援センターへの理学療法士の配置について問う

令和7年は、高齢者の2025年問題といわれるように団塊の世代が後期高齢者となるため、医療・介護給付費の増大や現場の人手不足が懸念されており、地域包括支援センターに理学療法士を配置することの重要性が高まっていると考える。

他市では各地域包括支援センターに理学療法士を配置することで介護給付費を削減できた事例もあるが、津市の配置状況と今後の方向性は。

答

基幹型地域包括支援センターに資格を持つ職員を配置している

津市では、基幹型地域包括支援センターに理学療法士の資格を有する職員1名を配置している。

なお、市内10カ所に設置している委託型地域包括支援センターには理学療法士を配置していないが、同センターが主催する地域ケア会議に理学療法士も参加することで、専門的な助言をケアプランに反映させているほか、地域における運動指導を三重県理学療法士会に委託するなど、理学療法士と連携して介護予防の充実につなげている。

委託型地域包括支援センターへの理学療法士の配置については、国の動向を注視しつつ、他の自治体の取り組みについて調査研究していく。

その他の質疑・質問

- 介護保険の要介護・要支援認定の遅れについて
- 中学校の部活動の地域移行について
- 小中学校のタブレット更新と学習内容について
- 小中学校の残飯を減らす取り組みについて
- 小中学校のスクールトレーナーの活用について
- 津市のご当地キャラを活用した地域振興について

▶ 前回の質問以降に道の駅津かわげに並んだシロモチくんグッズ。販売箇所、品数の増加を望む



問

津駅前観光案内所における観光協会の物品販売について問う

津市が委託している津駅前観光案内所業務の契約書および仕様書に記載がないにもかかわらず、受託者の津市観光協会は、津市の許可なく、委託業務を行う観光案内所の中で、委託料を使って自主事業の物品販売を行い、独自の利益を得ているが、その行為は法令に抵触しないか。また、指摘せず黙認している商工観光部の見解と法令を順守すべき行政機関として適正な判断かを問う。

答

今後、仕様書等において自主事業について明確にしてい

津駅前観光案内所の運営に係る委託料は、受託者の自主事業である物品販売に係る経費を控除した上で支払っている。委託契約の仕様書は、物品販売に係る事項を除いて作成しているため、現状、観光案内所における自主事業に関する記載はない。物品販売を禁止する明文がないことから、違法性はなかったと判断しているものの、市民の誤解を招くおそれがあると考えます。

今後は、自主事業について事前に津市の承認を得ること、自主事業に係る控除について仕様書に記載することや、控除する経費の算出の考え方を整理し、明確にするよう努めていく。

▶ 津駅前観光案内所

